

令和7年度 さいたま市障害者生活支援センター運営業務 事業者選定委員の採点基準に基づく自己採点（総合点250点満点）

受託業務：岩槻区障害者生活支援センター運営業務（精神障害）

実施計画書上の設問	評価基準	基準の目安	配点	自己採点
1 法人の適格性 (25点)				
(1) 法人の組織体制及び理念	法人として組織体制が確立しており、明確な法人理念や、当事者ニーズを反映した運営方針が示されていること。	法人の組織体制及び理念、運営方針がわかる資料を市に提示できれば適正とする。 また、以下4点の基準の目安は加点式とする。 ①障害者手帳所持者（特定疾患医療受給者証の所持者も可とする。）が1名参画していればやや優れているとする。また、2名以上の障害者が参画している場合は優れているとする。 ②障害者の雇用促進等に関する法律の法定雇用率2.5%を満たしているか、法定雇用義務は無いが障害者を雇用している場合は優れているとする。 ③法人運営に関する情報公開について、ホームページなどの手段を用い、知的・身体・精神障害いずれかの障害特性に対してアクセスを容易にしていればやや優れているとする。また、全ての障害特性に対してアクセスを容易にしていれば優れているとする。 ④次世代育成支援対策推進法又は女性活躍推進法に規定する一般事業主行動計画を作成し、どちらかを届出していればやや優れているとする。また、くるみん認定もしくははえるぼし（3段階目）認定を受けていれば優れているとする。 （時点：令和7年4月1日から令和8年3月31日までの連続期間）	10 適正（2） ①～④加点式： やや優れている（1） 優れている（2）	6 点
(2) 法人実績	本市において障害者福祉に関する事業の活動実績があること。	本市において、1年以上の障害児者の相談支援に関する活動実績があれば適正とする。さらに、5年以上の障害児者の相談支援に関する活動実績を提示した場合にはやや優れているものとする。また、過去に市の事業を委託された経験がある場合には優れているとする。 （時点：令和7年4月1日）	10 不適正（0） 適正（6） やや優れている（8） 優れている（10）	10 点
(3) 応募動機	応募動機が明確であり、地域特性の現況を把握し、センターの役割を理解していること。	本市の障害者生活支援センター設置要綱（以下、「要綱」という）第4条から第6条の業務内容等を踏まえた応募動機になっていれば適正と考える。また、障害福祉分野における支援地域の特徴、課題、社会資源、支援機関等の地域特性を理解し、本業務への明確な応募動機を示していれば優れていると考える。 （時点：令和7年4月1日から令和8年3月31日までの連続期間）	5 不適正（0） 適正（3） 優れている（5）	5 点
2 実施計画 (125点)				
(1) 職員配置	専門職を含め職員配置が障害者生活支援センター設置要綱の基準どおりに配置できること。	要綱第9条 別表1・2に定める基準を満たす人員配置を行っていれば適正とする。なお、見沼区・岩槻区は、常勤職員を1名加配すること。また、権利擁護支援員を配置する場合は、常勤職員を1名加配すること。 また、上記の基準を超えて人員配置を行っていればやや優れているとし、上記の基準を常勤換算で1名以上超えて配置していれば優れているとする。 （時点：令和7年4月1日から令和8年3月31日までの連続期間）	10 不適正（0） 適正（6） やや優れている（8） 優れている（10）	10 点
	退職等で職員が欠員となった場合の対応について具体的な対策がとられていること。	職員の退職など不測の事態においても、上記2-①の基準を満たす具体的な対策を示すことができれば、適正とする。 （時点：令和7年4月1日から令和8年3月31日までの連続期間）	5 不適正（0） 適正（5）	5 点
	職員の資質向上や専門性向上に向けた取組がなされていること。	各種研修への参加、資格取得への支援、国等の動向に関する情報収集等の職員の資質向上や専門性向上に向けた具体的な取組が示されれば、適正とする。なお、応募するセンターで予定する配置人員に相談支援専門員現任研修修了者、主任研修修了者等を確認できる場合には優れているとする。 （時点：令和7年4月1日から令和8年3月31日までの連続期間）	5 不適正（0） 適正（3） 優れている（5）	5 点
	閉所時でも、緊急である事象が発生するときに柔軟な対応ができること。	閉所時の緊急連絡先を定めていれば適性とする。さらに、訪問等の緊急対応が可能であれば優れているとする。 （時点：令和7年4月1日から令和8年3月31日までの連続期間）	10 不適正（0） 適正（6） 優れている（10）	6 点
	強度行動障害や医療的ケア等が必要な方への対応について、センター配置（予定）職員の資質向上を図っていること。	センター配置職員について、行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算又は精神障害者支援体制加算（精神障害を受託希望する場合に限る）を受けるために必要な所定の研修を受講（加算の算定実績がない場合を含む）していれば適正とする。さらに、1回/月程度の行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算又は精神障害者支援体制加算の算定した実績（法人が有する市内の相談支援事業所が該当していれば可）があれば優れているとする。 （時点：令和7年4月1日から令和8年3月31日までの連続期間）	5 不適正（0） 適正（3） 優れている（5）	5 点

令和7年度 さいたま市障害者生活支援センター運営業務 事業者選定委員の採点基準に基づく自己採点（総合点250点満点）

受託業務：岩槻区障害者生活支援センター運営業務（精神障害）

実施計画書上の設問	評価基準	基準の目安	配点	自己採点
(2) 実施場所	センターの予定地として支援地域内の障害者等が行きやすい場所を考慮して選定していること。	応募法人が運営する他の事業所（相談支援事業所を除く。）から独立した場所に設置するものであれば、適正とする。利用者の利便性（駐車場の確保状況、公共交通機関の利便性等）が考慮され、障害者等が利用しやすい場所であれば優れているとする。 （時点：令和7年4月1日から令和8年3月31日までの連続期間）	5 不適正（0） 適正（3） 優れている（5）	5 点
	建物のセキュリティへの配慮や工夫がされていること。	防犯対策（機械警備・物品管理のルール化・施錠管理のルール化など）を講じていれば適正とする。 （時点：令和7年4月1日から令和8年3月31日までの連続期間）	5 不適正（0） 適正（5）	5 点
	事務室、相談室、交流室、便所等、本業務の運営に必要な居室・スペースが確保されていること。	要綱第9条 別表第1に規定する設備（事務室、プライバシーに配慮された相談室（パーテーションにより設置することも可能とするが、相談者に配慮した形態とすること）、交流室、バリアフリー化された便所（車いす（JIS T9201（手動車いす規格）及びJIS T9203（電動車いす）相当の車いす）利用者が使用可能であることを有していれば、適正とする。 （時点：令和7年4月1日から令和8年3月31日までの連続期間）	5 不適正（0） 適正（5）	5 点
	備品（机、イス、書類保管庫、固定電話、FAX等）等が設置されていること。また、相談用電子メールアドレスを利用できる情報機器を設置していること。	机、椅子、施錠できる書類保管庫、専用の固定電話・FAXおよび相談用電子メールアドレスを利用できる情報機器が設置されていれば、適正とする。 （時点：令和7年4月1日から令和8年3月31日までの連続期間）	5 不適正（0） 適正（5）	5 点
	さいたま市福祉のまちづくり条例等を参考として、バリアフリーに一定の配慮をしていること。	出入口・便所・敷地内の通路について車いす（JIS T9201（手動車いす規格）及びJIS T9203（電動車いす）相当の車いす）利用者が使用可能であれば適正とする。（地階以外に利用者が使う設備がある場合には、上記車いす利用者が使用できるエレベーターを必置とする。） （時点：令和7年4月1日から令和8年3月31日までの連続期間）	5 不適正（0） 適正（5）	5 点
(3) 管理体制	利用者等の個人情報の保護のための適切な取扱いについて対策が講じられていること。	個人情報保護に関する規定の整備・職員向け研修のほか、マニュアル等を作成するなど、個人情報の保護のための対策が講じられていれば、適正とする。さらに、毎年研修を実施するなど個人情報の保護のために特別の取り組みをしていれば優れているとする。 （時点：令和7年4月1日から令和8年3月31日までの連続期間）	10 不適正（0） 適正（6） 優れている（10）	6 点
	公正・中立性の確保について理解し、具体的に遵守するための対策がとられていること。	障害者生活支援センターが地域の社会資源であることを理解し、本業務に専念し、支援が受託法人に関係がある障害者、事業所、法人等に偏ることを避けるための取組が示されており、かつ本市以外の特定の団体や個人としての活動は、業務中には行わないことが示されていれば、適正とする。 また、特定相談支援事業所として、自法人の利用者（地域活動支援センターの登録者を含む。）の割合等の資料を提出し、支援が受託法人に関係がある障害者、事業所、法人等に偏っていないことを示すことができれば優れているとする。 （時点：令和7年4月1日から令和8年3月31日までの連続期間）	10 不適正（0） 適正（6） 優れている（10）	10 点

令和7年度 さいたま市障害者生活支援センター運営業務 事業者選定委員の採点基準に基づく自己採点（総合点250点満点）

受託業務：岩槻区障害者生活支援センター運営業務（精神障害）

実施計画書上の設問	評価基準	基準の目安	配点	自己採点
(4) 運営方針	受託する「市町村による障害者相談支援事業」の必要性及びセンターの地域における役割を理解し、支援が的確であること。	要綱及び本市の障害者相談支援指針に基づき、障害者相談支援事業を理解した考え方、支援方法が示されていれば、適正とする。なお、要綱や障害者相談支援指針の範囲を超えて、アセスメントや担当割り振り等に独自の取組を行う場合には優れているものとする。 (時点：令和7年4月1日から令和8年3月31日までの連続期間)	10 不適正(0) 適正(6) 優れている(10)	6 点
	権利擁護業務の必要性及びセンターの地域における役割を理解し、市との連携や差別・虐待への対応等、支援が的確であること。	要綱第4条(2)から(6)の規定に基づいた考え方、支援方法が示されていれば、適正とする。なお、個別事案への対応にとどまらず、地域の事業者への啓発を行うものであれば優れているとする。 (時点：令和7年4月1日から令和8年3月31日までの連続期間)	10 不適正(0) 適正(6) 優れている(10)	10 点
	地域における入居支援、居住支援業務の必要性及びセンターの役割を理解し、緊急時の対応や不動産業者等の関係機関との連携等、支援が的確であること。	本市の障害者生活支援センター設置要綱第4条(10)の規定に基づいた考え方、支援方法が示されていれば、適正とする。 (時点：令和7年4月1日から令和8年3月31日までの連続期間)	5 不適正(0) 適正(5)	5 点
	障害者が地域で生活するための、地域とのネットワークの構築の必要性及びセンターの役割を理解し、社会資源の情報収集、関係づくりに関する取組や、具体的な実施計画が示されていること。	地域及び関係機関との連携やネットワークづくりを目的とした会議等へ参加していれば適正とする。また、応募地域の特徴、課題を正しく認識し、改善・解決に向けて、地域の社会資源、支援機関等の活用などの実施計画が具体的に立てられていれば優れているとする。 (時点：令和7年4月1日から令和8年3月31日までの連続期間)	10 不適正(0) 適正(6) 優れている(10)	10 点
	個別の相談支援について、区支援課と定期的な会議や情報共有を行っていること。	応募地域・応募障害区分のサービス調整会議または相談支援連絡会議（区支援課が同席し、個々の相談者を扱うものに限る。）に概ね1回/月以上出席していれば適正とする。また、概ね2回/月以上出席していれば優れているとする。 (時点：令和7年4月1日から令和8年3月31日までの連続期間)	10 不適正(0) 適正(6) 優れている(10)	10 点

令和7年度 さいたま市障害者生活支援センター運営業務 事業者選定委員の採点基準に基づく自己採点（総合点250点満点）

受託業務：岩槻区障害者生活支援センター運営業務（精神障害）

実施計画書上の設問	評価基準	基準の目安	配点	自己採点
3 基幹相談支援センター（ピアサポート事業分を除く。）に必要な取り組みに関する適格性（50点）				
(1) 業務計画	要綱第5条(1)を理解し、これを踏まえた計画を立てていること。	全ての障害種別について、要綱第5条(1)を理解し、「総合相談・専門相談」を踏まえた計画であれば適正とする。さらにその計画の実現に向けた具体的な行動スケジュールが明示されている場合、優れているとする。 (時点：令和7年4月1日から令和8年3月31日までの連続期間)	10 不適正(0) 適正(6) 優れている(10)	10 点
	要綱第5条(2)を理解し、これを踏まえた計画を立てていること。	全ての障害種別について、要綱第5条(2)を理解し、「地域の相談支援体制の強化の取組」を踏まえた地域の人材育成に係る取組みや、地域の事業者への指導及び助言を行う体制をとることを計画に示していれば適正とする。さらにその計画の実現に向けた具体的な行動スケジュールが明示されている場合、優れているとする。 (時点：令和7年4月1日から令和8年3月31日までの連続期間)	10 不適正(0) 適正(6) 優れている(10)	10 点
	要綱第5条(3)を理解し、これを踏まえた計画を立てていること。	全ての障害種別について、要綱第5条(3)を理解し、「地域移行・地域定着」を踏まえた計画であれば適正とする。さらにその計画の実現に向けた具体的な行動スケジュールが明示されている場合、優れているとする。 (時点：令和7年4月1日から令和8年3月31日までの連続期間)	10 不適正(0) 適正(6) 優れている(10)	6 点
	要綱第5条(4)を理解し、これを踏まえた計画を立てていること。	全ての障害種別について、要綱第5条(4)を理解し、「権利擁護・虐待防止」を踏まえた広報や研修の実施等の啓発活動を行うことを計画に示していれば適正とする。さらにその計画の実現に向けた具体的な行動スケジュールが明示されている場合、優れているとする。 (時点：令和7年4月1日から令和8年3月31日までの連続期間)	10 不適正(0) 適正(6) 優れている(10)	10 点
(2) 地域協議会・地域づくり	地域協議会の運営及び地域づくりにおいて必要な方策及び地域の状況に即した取組みを明確に示していること。	地域の課題を協議するために地域協議会を開催すること及び地域の状況に即して運営体制を整えることを計画に示していれば概ね適正とする。委員構成、部会等の開催に工夫があればやや優れているとする。そのほか、地域事業者の連携を目的とした具体的な取組みを計画に示していれば優れているとする。 (時点：令和7年4月1日から令和8年3月31日までの連続期間)	10 不適正(0) 概ね適正(6) やや優れている(8) 優れている(10)	10 点
4 基幹相談支援センター（ピアサポート事業）に必要な取り組みに関する適格性（10点）※中央区（ピアサポート事業）のみ				
(1) ピアサポート事業の業務計画	ピアサポート事業を理解し、これを踏まえた計画を立てていること。	基幹相談支援センターが実施するピアサポート事業を理解し、これを踏まえた計画を立てていければ適正とする。国や埼玉県のパイオニアに関する研修を受講し、ピアサポート事業として相応しい独自の計画と認められるものを優れているとする。 (時点：令和7年4月1日から令和8年3月31日までの連続期間)	10 不適正(0) 適正(6) 優れている(10)	点

令和7年度 さいたま市障害者生活支援センター運営業務 事業者選定委員の採点基準に基づく自己採点（総合点250点満点）

受託業務：岩槻区障害者生活支援センター運営業務（精神障害）

実施計画書上の設問	評価基準	基準の目安	配点	自己採点
5 加点項目（40点）				
（1） 地域生活支援拠点の機能	地域事業者として、地域生活支援事業の機能を備えており、本市の地域生活支援事業の拡充のための独自の取り組み等を明確に示せること。	さいたま市地域生活支援拠点事業実施要綱（以下、拠点要綱）第2条2項2号の機能を理解し、取り組む内容に関する計画が示されていけばやや優れているとする。さらに、地域生活支援拠点機能拡充に向けて、具体性・独自性・実行性のある取り組みが計画に示されていけば優れているとする。 （時点：令和7年4月1日から令和8年3月31日までの連続期間）	10 非該当(0) やや優れている(6) 優れている(10)	10 点
		拠点要綱第2条2項3号の機能を理解し、取り組む内容に関する計画が示されていけばやや優れているとする。さらに、地域生活支援拠点機能拡充に向けて、具体性・独自性・実行性のある取り組みが計画に示されていけば優れているとする。 （時点：令和7年4月1日から令和8年3月31日までの連続期間）	10 非該当(0) やや優れている(6) 優れている(10)	10 点
		拠点要綱第2条2項1号、4号の機能を理解し、取り組む内容に関する計画が示されていけばやや優れているとする。さらに、地域生活支援拠点機能拡充に向けて、具体性・独自性・実行性のある取り組みが計画に示されていけば優れているとする。 （時点：令和7年4月1日から令和8年3月31日までの連続期間）	10 非該当(0) やや優れている(6) 優れている(10)	10 点
優れた（2） 上記項目の以外無の	障害者生活支援センターの運営に当たり、標準的に求められる業務に上乘せし、他自治体の先進事例となるような取り組みや、地域性を活かした本市周辺でしかできない独自性の高い取り組み等を明確に示せること。	各評価項目の採点において、配点以上に加点すべき優れた事項があった場合、評価項目以外に特筆すべき優れた企画提案があった場合に、評価する。（全国の先行事例となるような先進的な取り組みと認められる企画提案であって、その法人のそれまでの取り組みからみて実行可能と認められるものであること） （時点：令和7年4月1日から令和8年3月31日までの連続期間）	10 非該当(0) 該当(10)	10 点
			合計点	220 点